

第 2 3 号議案

足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例の一部を改正する条例

足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例（平成 3 0 年足立区条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号及び第 6 号中「ベランダ」の次に「及びメーターボックス」を加える。

第 1 5 条第 1 項中「バルコニーが」を「バルコニー又はベランダが」に改め、「バルコニーの」を「、その」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 建築主は、廃棄物等の保管場所及び持ち出し場所の設置について区と協議するものとする。

第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

（環境負荷低減のための施設）

第 1 5 条の 2 建築主は、次に掲げる施設の設置に努めるものとする。

- （ 1 ） 太陽光発電の設備
- （ 2 ） 断熱性能の高い外壁及びサッシ
- （ 3 ） 屋上緑化、遮熱舗装等のヒートアイランド現象の抑制に寄与する施設
- （ 4 ） 宅配ボックス

第 1 6 条第 1 項中「整備されている道路」の次に「又は行き止まりとなっている道路」を加え、同条第 2 項中「、規則で定める基準により」

を削り、「前項の規定を緩和する」を「前項本文の規定により建築主が整備するものとされる歩道について、同項の規定にかかわらず、規則で定める歩道とする」に改め、同項第1号中「敷地に接する」を「敷地が」に、「道路が2以上ある」を「2以上の通り抜け道路に接している」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 建築物の敷地に接する道路に隅切りが築造されている場合において当該隅切りに係る道路境界線から1.5メートル以内に建築物が存するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長がやむを得ないと認める場合

第30条第2号中「加え」を「加えたものを」に、「除して得た数を加算した」を「除した」に改める。

第32条第2項を次のように改める。

2 建築主は、廃棄物等の保管場所及び持ち出し場所の設置について区と協議するものとする。

第32条の次に次の1条を加える。

(環境負荷低減のための施設)

第32条の2 建築主は、次に掲げる施設の設置に努めるものとする。

(1) 太陽光発電の設備

(2) 断熱性能の高い外壁及びサッシ

(3) 屋上緑化、遮熱舗装等のヒートアイランド現象の抑制に寄与する施設

(4) 宅配ボックス

第33条第1項中「整備されている道路」の次に「又は行き止まりとなっている道路」を加え、同条第2項中「、規則で定める基準により」を削り、「前項の規定を緩和する」を「前項本文の規定により建築主が整備するものとされる歩道について、同項の規定にかかわらず、規則で定める歩道とする」に改め、同項第1号中「敷地に接する」を「敷地が」

に、「道路が2以上ある」を「2以上の通り抜け道路に接している」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 建築物の敷地に接する道路に隅切りが築造されている場合において当該隅切りに係る道路境界線から1.5メートル以内に建築物が存するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長がやむを得ないと認める場合

第37条第4項中「防火貯水槽を」の次に「所轄の消防署と協議の上、」を加える。

第44条第2項を次のように改める。

2 建築主は、廃棄物等の保管場所及び持ち出し場所の設置について区と協議するものとする。

第44条の次に次の1条を加える。

(環境負荷低減のための施設)

第44条の2 建築主は、次に掲げる施設の設置に努めるものとする。

(1) 太陽光発電の設備

(2) 断熱性能の高い外壁及びサッシ

(3) 屋上緑化、遮熱舗装等のヒートアイランド現象の抑制に寄与する施設

(4) 宅配ボックス

第50条第2項を次のように改める。

2 建築主は、廃棄物等の保管場所及び持ち出し場所の設置について区と協議するものとする。

第50条の次に次の1条を加える。

(環境負荷低減のための施設)

第50条の2 建築主は、次に掲げる施設の設置に努めるものとする。

(1) 太陽光発電の設備

(2) 断熱性能の高い外壁及びサッシ

(3) 屋上緑化、遮熱舗装等のヒートアイランド現象の抑制に寄与する施設

(4) 宅配ボックス

第51条第1項中「整備されている道路」の次に「又は行き止まりとなっている道路」を加え、同条第2項中「、規則で定める基準により」を削り、「前項の規定を緩和する」を「前項本文の規定により建築主が整備するものとされる歩道について、同項の規定にかかわらず、規則で定める歩道とする」に改め、同項第1号中「敷地に接する」を「敷地が」に、「道路が2以上ある」を「2以上の通り抜け道路に接している」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 建築物の敷地に接する道路に隅切りが築造されている場合において当該隅切りに係る道路境界線から1.5メートル以内に建築物が存するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長がやむを得ないと認める場合

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

集合住宅の建築及び管理の基準として環境負荷低減のための施設の設置に関する規定を設けるほか、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。